

政 法 第 1 9 5 3 号  
答 申 第 4 5 0 号  
平成 2 8 年 9 月 2 1 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 6 年 7 月 9 日付け観企第 2 1 4 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申  
します。

記

諮問第 5 5 3 号

平成 2 6 年 6 月 3 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 6 年 4 月 2 2 日付け観企  
第 6 3 号で行った行政文書部分開示決定（受付 2 7 5 4 番に係るもの。）に係る異議申立  
てに対する決定について

## 第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が行った行政文書部分開示決定で不開示とした部分のうち、南房パラダイス売払先選考委員会採点集計表（以下、動植物園に係る採点集計表を「物件1の集計表」と、宿泊施設に係る採点集計表を「物件2の集計表」といい、これらを併せて「本件対象文書」という。）の、物件1の集計表の合計欄中の不開示部分及び表の欄外の不開示部分並びに物件2の集計表の表の欄外の不開示部分は開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 行政文書開示請求

平成26年3月23日付けで異議申立人は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 請求内容

「千葉県南房パラダイス企画提案型財産売払いで、動植物園（物件1）と宿泊施設（物件2）に関して、平成25年12月5日及び10日の選考において当日、選考委員会に示した採点の「集計表」。（物件1と物件2で、全員集計と除外後集計があるから4枚になるはず。）」

### 3 特定した対象文書

実施機関は、南房パラダイス売払先選考委員会（以下「選考委員会」という。）に応募会社から提出のあった企画提案書の書面審査、プレゼンテーション及び応募会社への質疑等を経て、各応募会社について、審査項目ごとに選考委員が点数を記載した採点の合計点を、物件1の集計表と物件2の集計表にそれぞれとりまとめた2枚の集計表を対象文書として特定した。

### 4 実施機関による決定

平成26年4月22日付け観企第63号（以下「本件通知書」という。）による行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）

### 5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服とし、平成26年6月3日付けで異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消すとの決定を求める。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している本件異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件通知書には、開示しない部分を「会社名と選考委員の点数」としているが、不開示の部分に、会社名と選考委員の点数以外のものがあると考えられる。
- (2) 部分開示された物件1の集計表は、合計点数の右側に不自然な黒塗りが4箇所と、合計と平均点の間に不自然な長い黒塗りが一本ある。これらの黒塗りは、会社名とは思われない。なお、落札をした株式会社〇〇〇〇は不開示にはならない。
- (3) 部分開示された物件2の集計表は、合計と平均点の間に不自然な長い黒塗りが一本ある。これらの黒塗りは、会社名とは思われない。なお、落札をした株式会社こがねは不開示にはならない。

また、5委員平均の上に、■■■■平均とあり、この黒塗りも不開示にする理由がない。

よって、千葉県情報公開条例の目的・理念に沿って、会社名と選考委員の点数以外の全てを速やかに開示することを求める。

## 3 意見書の要旨

- (1) 本件請求及び本件対象文書の特定について

不開示情報は本件通知書では、「選考委員の点数(6号)」とあるが、理由説明書では「各選考委員が付した点数に関わる情報」に変えて、改ざんしている。

- (2) 本件対象文書の内容について

要は単に集計表である。

理由説明書に書いてある内容や経緯は、実施機関がそう言っているだけで、裏付ける証拠がほとんど無く、虚偽もかなりあると思われる。よって、理由説明書に書いてあることについては、「不知もしくは争う」。

- (3) 不開示の理由及び異議申立ての理由について

理由説明書には、直接的には異議申立てと関係のないことが多く記載されているようであるが、異議申立人の主張と反することは、全て争う。なお、異議申立人としての主張は簡明である。

ア 応募会社名は、落札をした株式会社〇〇〇〇と株式会社〇〇〇以外、開示を求めない。ただし、前述の2社については開示を求める。

イ 合計点と平均点の開示は必須だが、各選考委員が各応募者につけた点数は、開示を求めない。ただし、「点数に関わる情報」については開示を求める。

「点数に関わる情報」については、不開示にする理由がない。実施機関の説明は、信用できないとはいえ、県のホームページ「選考結果について」において、一部の選考委員を除外したことなど「点数に関わる情報」を公表している。公表していることを不開示にする理由は全くない。あるとすれば、不正ゆえに隠蔽したい情報であると思われる。

- (4) 開示を求める箇所について

具体的には、物件1の集計表では、「合計点数の右側に不自然な黒塗りが4箇所、また、合計と平均点の間に不自然な長い黒塗りが一本」の箇所である。

物件2の集計表では、「合計と平均点の間に不自然な長い黒塗りが一本、また、

5 委員平均の上にある■■■■平均という黒塗り」の箇所である。

「点数に関わる情報」とは具体的には、■■■■平均というこの黒塗りを指すかもしれないが、県のホームページ「選考結果について」で公表されているように、実施機関の言い分のおおむねとおりであれば「利害関係のある委員を除外して算出した平均点」といった意味合いの文言になるはずであり、いずれにしても不開示とする理由は存在しない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件請求及び本件決定について

異議申立人の本件請求に対し、実施機関は本件対象文書を特定し、条例第8条第3号に該当する情報として選考で最優秀提案者とされた応募会社以外の応募会社名（以下「不開示情報①」という。）を、同条第6号に該当する情報として各選考委員が付した点数に係る情報を、それぞれ不開示とし、本件決定を行った。

##### 2 本件対象文書の内容について

本件対象文書は、南房パラダイスの動植物園と宿泊施設を民間事業者に譲渡するために、選考委員会を設置し、応募会社からの企画提案書の書面審査、プレゼンテーション及び質疑等を経て、審査項目ごとに選考委員が採点した採点表を集計した一覧表である。採点集計表は、物件ごとに選考委員が審査・採点した採点表を集計したものであり、物件1の集計表と物件2の集計表の2枚となっている。

###### (1) 物件1の集計表について

物件1の集計表については、動植物園の売払先の選考・審査について、選考委員が応募会社ごとに事業計画、財務情報・収支計画、専門性・過去の実績・意欲等の10の審査の観点ごとに採点した採点表を集計した集計表であるが、5名の選考委員が付した応募会社ごとの合計点数を転記し、一覧表としたものである。

なお、選考委員会としての得点を決定するに当たり、審査前に選考委員全員の合意の下、応募会社との接触が濃厚である可能性があり、公正の観点、選考委員の地元での立場への配慮等から、応募会社の本社所在地と同一の市町村に在勤している選考委員（以下「特定委員」という。）の採点（以下「参考点」という。）を除いて当該応募会社（以下「特定応募会社」という。）の平均点を算出することとされた。

また、最終的な選考結果を決定するに当たり、参考とするため、全委員の採点結果に基づく平均点も同時に算出することとされた。

なお、参考点であることが分かるような表記を、本件対象文書に適宜施した。

###### (2) 物件2の集計表について

物件2の集計表については、宿泊施設の売払先の選考・審査について、上記(1)と同様に集計したものである。

##### 3 不開示の理由について

###### (1) 条例第8条第3号イ該当性について

本件対象文書は、上記2に記載したとおり、選考委員会において各選考委員が応募会社ごとに採点した採点表の合計点数を一覧にした集計表であるが、集計表のうち不開示情報①及び②を不開示としたものである。

県有施設の売払いに係る選考結果とはいえ、最優秀とならなかった応募会社（以下「落選応募会社」という。）の名称が公表されることは、いわゆる「落選」という、一般的には不名誉な結果が公表されることを意味する（なお、審査基準については、応募会社の審査時点の事業運営についての評価を含んでいる。）。

また、別に公表されている応募会社ごとの順位等の情報（落選応募会社名は公表していない。）と不開示情報①の関連性から、具体的な落選応募会社の選考における順位等が公表されるに等しい結果となる。

これらを勘案すると、落選応募会社に事業運営上の不利益等が発生するおそれがあり、不開示情報①については、条例第8条第3号イに該当するものである。

なお、不開示情報①については、上記1のとおり会社名であり、本号本文ただし書の、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要」な情報は存せず、逆に、不開示とすることにより、落選応募会社の社会的評価の低下等を防止し得るという点で、財産保護に繋がるものである。

#### (2) 条例第8条第6号該当性について

不開示情報②については、上記1で述べた内容であるが、各選考委員の、各応募会社についての個別・具体的な採点結果を開示するものとした場合、類似の選考事務事業において、事前はもちろん事後において、選考委員等に対し、応募会社や第三者からの圧力、働きかけ、批判、理由のない非難、意に反する面談の強要等（以下「応募会社からの圧力等」という。）が発生する可能性がある。このような場合、委員に精神的圧迫が生じ、同様の契約事務に係る選考委員の確保が難しくなる等の事態の発生等のおそれがある。

なお、不開示情報①を不開示としても、集計表の列の「並び」から、応募会社にあっては、自身の採点がいかなる箇所に記されているかが把握できる余地があり、従って、不開示情報①の不開示をもって、不開示情報②が開示できるものでもない。

また、点数に関し参考点扱いとした情報を開示した場合、特定委員と地縁関係の深い特定応募会社が、特定委員が付した自身の点数を具体的・明確に把握することが可能となり、地縁的關係が深いことから、委員に対する精神的圧迫等については、上記以上に深刻な事態が発生する可能性がある。

以上について、換言すると、中立の立場で公平な採点を行うという、各種選考における採点評価事務の適正な遂行、選考に携わる適任の人材確保に著しい支障を及ぼす等、県の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると言え、条例第8条第6号に該当するものである。

#### (3) 条例第8条第2号該当性について（追加）

本件異議申立てについて、不開示情報及び理由を再検討したところ、不開示理由として、条例第8条第2号該当性を追加することが適当と判断したので、以下追加する。

不開示情報②については、上記（２）で述べたとおり、各選考委員の、各応募会社についての個別・具体的な採点結果に関する情報を開示するものとした場合、選考委員等に対する応募会社からの圧力等が行われるおそれがあり、条例第８条第２号に該当するものである。

なお、本号本文ただし書イないしニで不開示情報の例外が定められているが、本件において不開示とした情報は、いずれにも該当しない。

#### ４ 異議申立ての理由について

##### （１）異議申立人の主張

異議申立人は、「不開示の部分に、応募会社名と選考委員の点数以外のものがある」として、具体的な条例上の主張根拠は不明であるが、本件決定のうち採点集計表の一部を不開示とした部分を取り消し、開示するとの決定を求め、大要、以下のとおり主張する。

##### ア 物件１の集計表について

不開示とした「応募会社名と選考委員の点数」以外にも不開示箇所があるとして、物件１の集計表の合計欄各数値の横（以下「不開示情報②－１」という。）及び欄外の長い黒塗り（以下「不開示情報②－２」という。）は、応募会社名でも選考委員の点数でもないので、不開示該当部分ではない。

##### イ 物件２の集計表について

欄外の長い黒塗り（以下「不開示情報②－３」という。）及びその下の「平均」の左の黒塗り（以下「不開示情報②－４」という。）は応募会社名でも選考委員点数でもないので、不開示部分ではない。

##### （２）異議申立人の主張に対する実施機関の考え方

異議申立人による上記（１）の主張に対する実施機関の考え方は以下のとおりである。

##### ア 条例第８条第６号該当性について

本件対象文書の条例第８条第６号該当性については、既に上記３（２）で述べたところであるが、物件１の集計表に係る不開示情報②－１は、選考委員の採点に関し参考点扱いの有無についての表記を、不開示情報②－２は、当該参考点を除いた合計点について、その存否も含め不明とするため、情報の存否も含め画一的に不開示としたものである。

これは、両者を開示することにより、参考点扱いのある特定応募会社に付した特定委員の採点結果が、単純な引き算により明確・直接的に判明し、更に、全選考委員名を公表しているため、参考点扱いの存する特定応募会社は、特定委員が付した得点を認識できることになるが、これは、個別の委員が個別の応募会社に付した具体的点数を公表することとなる。

同様の趣旨で、物件２の集計表に係る不開示情報②－３は、当該参考点を除いた合計点について、その存否も含め不明とするため、情報の存否も含め画一的に不開示としたものであり、不開示情報②－４は、不開示情報②－３に直接関連する一体の情報として不開示としたものである。

これを前提に、以下において上記（１）の異議申立て内容に係る不開示事由該当性を具体的に述べる。

本件異議申立てに関しては、前提として上記で説明したとおり、特定委員の特定応募会社に対して付した採点結果の開示を求めるに等しいものである。

このように特定委員の特定応募会社についての採点が公にされるならば、具体的な採点について、事前のみならず事後においても、選考委員等に対し、応募会社からの圧力等が発生する可能性があり、その結果、中立の立場で公平な採点を行うという採点評価事務の適正な遂行、適任の人材確保に著しい支障を及ぼす等、総じて県の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第8条第6号に該当するものである。

また、上記3(2)でも言及したが、特定委員と地縁関係の深い特定応募会社が、特定委員が付した自身の点数を具体的・明確に把握した場合、地縁的關係が深いことから、委員に対する精神的圧迫等については、上記以上に深刻な事態が発生する可能性がある。

#### イ 条例第8条第2号及び第3号該当性について

本件対象文書の条例第8条第2号及び第3号該当性については、既に上記3(1)及び(3)で述べたところである。

また、上記(1)の異議申立て内容に関し、特定委員の特定応募会社についての採点が公にされるならば、応募会社からの圧力等の発生可能性がある旨は、上記アで述べたが、これは、当然、選考委員個人に対するものであり、条例第8条第2号の「個人の権利利益を害するおそれがあるもの」、すなわち、当該個人の生命、身体に危害が及ぶおそれや当該個人に対する誹謗中傷に利用されるおそれがあることに該当し、同号により不開示とすることが妥当である。

特に、上記アでも言及したが、特定委員個人に対する応募会社からの圧力等の発生可能性は、その地縁的關係から、高いものと言える。

### 第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

#### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、上記第2の3のとおり、南房パラダイスの動植物園と宿泊施設を民間事業者に譲渡するために、平成25年12月5日及び10日に開催された選考委員会において、応募会社からの企画提案書の書面審査、プレゼンテーション及び質疑等を経て、審査項目ごとに選考委員が採点した採点表を集計した一覧表である。採点集計表は、物件ごとに選考委員が審査・採点した採点表を集計したものであり、物件1の集計表と物件2の集計表の2枚となっている。

実施機関は、不開示情報①を条例第8条第3号イに、不開示情報②を同条第6号に該当する情報として、それぞれ不開示とし、本件決定を行った。

以下、本件決定の妥当性について検討する。

#### 2 本件決定の妥当性について

(1) 異議申立人は、上記第3の2及び3のとおり、本件対象文書で不開示とした部分の全ての開示を求めているものではないので、実施機関が不開示とした部分のう

ち、異議申立人が開示を求める部分に絞って当該部分の条例第8条第6号該当性を判断する。

## (2) 条例第8条第6号該当性について

### ア 物件1の集計表について

当審査会が事務局職員をして実施機関に確認したところ、実施機関が平成26年3月10日に県ホームページに公表した「選考結果について」において、動植物園及び宿泊施設の選考結果表（以下、それぞれ「ホームページ選考結果表（動植物園）」、「ホームページ選考結果表（宿泊施設）」といい、併せて「ホームページ選考結果表」という。）がそれぞれ掲載されている。ホームページ選考結果表には、「応募会社名」（ホームページでは「業者名」と表記。最優秀提案者以外は記号化。）、「得点（平均）」（注1：特定委員（ホームページでは「利害関係のある委員」と表記。注2も同じ。）を除外して算出した平均点）、「順位」、「得点（総平均点）」（注2：特定委員も含めた、全委員の平均点）が記載されている。また、『得点』の算出に当たり、採点から除外された特定委員は、一部の特定応募会社について最大でも1名であり、「得点は4名または5名の委員の採点の平均によるもので、3名以下での採点によることはありません。」との備考の記載がある。

そうすると、ホームページ選考結果表（動植物園）の「得点（平均）」と「得点（総平均点）」が異なる応募会社については、得点（平均）を4倍したものと得点（総平均点）を5倍したものの差異が算出されることから、特定委員が当該応募会社に付した点数（実施機関の説明では参考得点）が明らかとなる。

よって、不開示情報②-1及び②-2を不開示とする理由はないこととなり、条例第8条第6号に該当するとは認められない。

したがって、当該部分は開示すべきである。

### イ 物件2の集計表について

上記アと同様に判断すると、ホームページ選考結果表（宿泊施設）から参考得点が明らかとなることから、不開示情報②-3及び②-4を不開示とする理由はないこととなり、条例第8条第6号に該当するとは認められないため、当該部分は開示すべきである。

## (3) 条例第8号第2号該当性について

なお、実施機関は物件1の集計表及び物件2の集計表についても、当該部分について条例第8号第2号に該当する旨追加主張しているが、上記(2)のとおり、公表されているホームページ選考結果表から明らかとなることから不開示とする理由がない。

## 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが当審査会の判断に影響を与えるものではない。

## 4 結論

以上のとおり、実施機関が不開示とした部分のうち、物件1の集計表の合計欄中の不開示部分及び表の欄外の不開示部分並びに物件2の集計表の表の欄外の不開示部分を開示すべきである。



## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年7月9日	諮問書の受理
平成26年8月27日	実施機関の理由説明書の受理
平成26年10月7日	異議申立人の意見書の受理
平成28年4月27日	審議
平成28年5月25日	審議
平成28年6月29日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)